主眼事項及び着眼点等（指定居宅訪問型児童発達支援）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
第１　基本方針		法第21条の５の19	
	（１）居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（指定居宅訪問型児童発達支援）の事業を行う者（指定居宅訪問型児童発達支援事業者）は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。	平24厚令15第３条第２項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（障害福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第３条第３項	運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第３条第４項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
	（４）指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることが出来るよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。	平24厚令15第71条の７	運営規程 個別支援計画 ケース記録
第２　人員に関する基準 １　従業者の員数	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定居宅訪問型児童発達支援事業所）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二　児童発達支援管理責任者　１以上	法第21条の５の19第１項 平24厚令15第71条の８第１項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（２）（１）の一に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（支援等）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者となっているか。	平24厚令15第71条の８第２項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	（３）（１）の二に掲げる児童発達支援管理責任者のうち１人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。	平24厚令15第71条の８第３項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
２　管理者	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、１の（１）の一に掲げる訪問支援員及び二に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	平24厚令15第71条の９ 平24厚令15第７条準用	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
第３　設備に関する基準		法第21条の５の19第２項	
	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令15第71条の10第１項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（２）（１）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平24厚令15第71条の10第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
第４　運営に関する基準		法第21条の５の19第２項	
１　内容及び手続の説明及び同意	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第12条第１項準用	重要事項説明書 利用契約書
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第12条第２項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面
２　契約支給量の報告等	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定居宅訪問型児童発達支援の量（（２）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（３）及び（４）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第13条第１項準用	受給者証の写し
	（２）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第13条第２項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第13条第３項準用	契約内容報告書
	（４）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合	平24厚令15第71条の14	受給者証の写し 契約内容報告書

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	について（1）から（3）に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第13条第４項準用	
3　提供拒否の禁止	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第14条準用	適宜必要と認める資料
4　連絡調整に対する協力	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第15条準用	適宜必要と認める資料
5　サービス提供困難時の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第16条準用	適宜必要と認める資料
6　受給資格の確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第17条準用	受給者証の写し
7　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第18条第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第18条第２項準用	適宜必要と認める資料
8　心身の状況等の把握	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第19条準用	アセスメント記録 ケース記録

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
9　指定障害児通所支援事業者等との連携等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第20条第１項準用	個別支援計画 ケース記録
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第20条第２項準用	個別支援計画 ケース記録
10　サービス提供の記録	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度、記録しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第21条第１項準用	サービス提供の記録
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（1）の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第21条第２項準用	サービス提供の記録
11　身分を証する書類の携行	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令15第71条の11	適宜必要と認める資料
12　指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第22条第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）（1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13（1）	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第22条第２項準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	から（３）までに規定する支払については、この限りでない。）		
13　通所利用者負担額の受領	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第71条の12第１項	請求書 領収書
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	平24厚令15第71条の12第２項	請求書 領収書
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。	平24厚令15第71条の12第３項	請求書 領収書
	（４）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15第71条の12第４項	領収書
	（５）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（３）の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15第71条の12第５項	重要事項説明書
14　通所利用者負担額に係る管理	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第24条準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。		
15　障害児通所給付費の額に係る通知等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第25条第１項準用	通知の写し
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第25条第２項準用	サービス提供証明書の写し
16　指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第１項準用	適宜必要と認める資料
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第２項準用	適宜必要と認める資料
	（3）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第３項準用	適宜必要と認める資料
	（4）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の確保並びに次項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第４項準用	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。		
	（５）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条第５項準用	適宜必要と認める資料
	（６）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに指定居宅訪問型児童発達支援プログラム（（４）に規定する領域との関連性を明確にした指定居宅訪問型児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和７年３月31日までは努力義務）	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第26条の２準用	適宜必要と認める資料
17　居宅訪問型児童発達支援計画の作成等	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所支援計画（居宅訪問型児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第１項準用	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	（２）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第２項準用	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第３項準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させ	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第４項準用	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	るための課題、16の（４）に規定する領域との関連性の観点を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて居宅訪問型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。		
	（５）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第５項準用	サービス担当者会議の記録
	（６）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第６項準用	個別支援計画
	（７）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第７項準用	保護者に交付した記録 個別支援計画
	（８）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該居宅訪問型児童発達支援計画の変更を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第８項準用	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	（９）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情	平24厚令15第71条の14	モニタリング記録

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平24厚令15第27条第９項準用	面接記録
	(10) 居宅訪問型児童発達支援計画の変更については、（２）から（７）までの規定に準じて行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第27条第10項準用	（２）から（７）に掲げる確認資料
18　児童発達支援管理責任者の責務	（１）児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一　相談及び援助を行うこと。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第28条準用	相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等）
	二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。		他の従業者に指導及び助言した記録
	（２）児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第28条第２項準用	適宜必要と認める資料
19　相談及び援助	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第29条準用	適宜必要と認める資料
20　支援	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第30条第１項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第30条第２項準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第30条	個別支援計画 サービス提供の記録

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	より適切に支援を行っているか。	第３項準用	業務日誌等
	（４）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第30条第４項準用	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
	（５）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第30条第５項準用	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
21　社会生活上の便宜の供与等	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第32条第１項準用	適宜必要と認める資料
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第32条第２項準用	適宜必要と認める資料
22　緊急時等の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第34条準用	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
23　通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第35条準用	適宜必要と認める資料
24　管理者の責務	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第36条第１項準用	適宜必要と認める資料
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第５章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第36条第２項準用	適宜必要と認める資料
25　運営規程	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定	平24厚令15第71条	運営規程

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五　通常の事業の実施地域 六　サービスの利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　虐待の防止のための措置に関する事項 九　その他運営に関する重要事項	の13	
26　勤務体制の確保等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することができるよう、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条第１項準用	従業者の勤務表
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条第２項準用	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	（3）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条第３項準用	研修計画、研修実施記録
	（4）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条第４項準用	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
27　業務継続計画の策定等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条の２第１項準用	業務継続計画

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条の２第２項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第38条の２第３項準用	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
28　安全計画の策定等	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定居宅訪問型児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定居宅訪問型児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第40条の２第１項準用	安全計画に関する書類
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第40条の２第２項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第40条の２第３項準用	保護者に周知したことが分かる書類
	（４）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第40条の２第４項準用	安全計画に関する書類
29　自動車を運行する場合の所在の確認	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条の３第１項準用	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条	見落とし防止に関する装置及び当該装置を用い

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。	の３第２項準用	た手順が分かる書類
30　衛生管理等	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第41条第１項準用	衛生管理に関する書類
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第41条第２項準用	衛生管理に関する書類
	①　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録
	②　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
	③　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。		研修及び訓練を実施したことが分かる書類
31　協力医療機関	指定居宅訪問型児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第42条準用	適宜必要と認める資料
32　掲示	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、28	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第43条	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	第１項・第２項準用	
33　身体拘束等の禁止	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第44条第１項準用	個別支援計画 身体拘束等に関する書類
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第44条第２項準用	身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第44条第３項準用	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類
34　虐待等の禁止	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第45条第１項準用	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第45条第２項準用	委員会議事録 従業者に周知し

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		たことが分かる書類
	②　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。		研修を実施したことが分かる書類
	③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）
35　児童対象性暴力等の防止	（1）犯罪事実確認 一　把握している指定居宅訪問型児童発達支援事業所と、こまもろうシステムの利用状況（登録の有無）との間に齟齬がないか。 二　把握している指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。 三　いとま特例が適用される要件を充足しているか（やむを得ない事情に該当しているか。）。 四　いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第46条準用	犯罪事実確認に関する資料（こども性暴力防止法に係る帳簿、「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等）
	（2）その他の安全確保措置 一　早期把握 イ　障害児に対する日常的な観察を実施しているか。 ロ　障害児の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。 ハ　児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従業者（この35において、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。		早期把握のための措置に関する資料（面談記録、アンケート等）
	二　相談 イ　指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、障害児及び障害児の保護者へ周知しているか。 ロ　児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、障害児及び障害児の保護		相談員又は相談窓口の設置及びその周知を実施したことがわかる資料（事業者HPの画面、パンフレット等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	者へ周知しているか。		
	三　研修 　従業者に対し、こども性暴力防止法施行ガイドライン「Ⅴ．２．（３）対象業務従事者に対する研修」に記載する研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。		研修を受講させたことがわかる資料（受講者名簿等）
	四　調査 イ　従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。 ロ　障害児の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。 ハ　児童対象性暴力等を行った疑いがある従業者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。 ニ　調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。		調査に関する資料（実施した調査書等）
	五　保護・支援 イ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その障害児の保護及び支援のための措置を実施しているか。 ロ　保護及び支援のための措置は、被害を受けた障害児が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。 ハ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児と当該児童対象性暴力等を行ったと認める従業者との接触を回避しているか。 ニ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。 ホ　障害児が従業者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害を受けた障害児及び障害児の保護者からの相談に誠実に対応しているか。		保護・支援に関する資料（支援機関の情報提供に係る資料、業務記録等）
	六　防止措置 イ　早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確		防止措置に関する資料（勤務実績表、業務記録等）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	認等を行った上で防止措置を講じているか。 ロ　次の①～④に掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。 ①　犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、指定児童発達支援としての業務に従事させない。 ②　障害児又は障害児の保護者から、従業者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる障害児と加害が疑われる従業者の接触を回避する。 ③　調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、指定児童発達支援としての業務に従事させない。 ④　調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。		
36　秘密保持等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第47条第１項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第47条第２項準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	（3）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第47条第３項準用	個人情報同意書
37　情報の提供等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第48条	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレッ

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	用できるように、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	準用	ト等)
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第48条第２項準用	事業者のＨＰ画面・パンフレット
38　利益供与等の禁止	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第49条第１項準用	適宜必要と認める資料
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第49条第２項準用	適宜必要と認める資料
	（３）（１）及び（２）の「障害福祉サービスを行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。		
39　苦情解決	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第１項準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第２項準用	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第21条の５の22第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅訪問型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第３項準用	市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	（４）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、（３）の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第４項準用	都道府県等への報告書
	（５）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第50条第５項準用	運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
40　地域との連携等	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第51条第１項準用	適宜必要と認める資料
41　事故発生時の対応	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第52条第１項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第52条第２項準用	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第52条第３項準用	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったこと

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	。		が分かる資料（賠償責任保険書類等）
42　会計の区分	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第53条準用	収支予算書・決算書等の会計書類
43　記録の整備	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第54条第１項準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計が分かる書類
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定居宅訪問型児童発達支援を提供した日から５年間保存しているか。 一　提供した指定居宅訪問型児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二　居宅訪問型児童発達支援計画 三　市町村への通知に係る記録 四　身体拘束等の記録 五　苦情の内容等の記録 六　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第54条第２項	左記一から六までの書類
44　電磁的記録等	（１）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。	平24厚令15第83条第１項	電磁的記録簿冊
	（２）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は	平24厚令15第83条第２項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。		
第５　多機能型事業所に関する特例		法第21条の５の19	
１　従業者の員数に関する特例	指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二　児童発達支援管理責任者　１以上	平24厚令15第80条第１項 （第73条第1項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
２　設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平24厚令15第81条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
３　電磁的記録等	（１）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平24厚令15第83条第１項	電磁的記録簿冊
	（２）指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24厚令15第83条第２項	適宜必要と認める資料
第６　変更の届出等	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定に係る居宅訪問型児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、	法第21条の５の20第３項 施行規則第18条の	適宜必要と認める資料

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	又は休止した当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	35第１項～第３項	
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の５の20第４項 施行規則第18条の35第４項	適宜必要と認める資料
第７　障害児通所給付費の算定及び取扱い		法第21条の５の３第２項	
１　基本事項	（１）居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第４により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第一号 平24厚告128	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）（１）の規定により、居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第二号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
２　居宅訪問型児童発達支援給付費	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第４の１の注１	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間）	（２）指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画（指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。）に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平24厚告122別表第４の１の注２	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（減算が行われる場合）	（３）居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ①　従業者の員数が平成24年厚生労働省	平24厚告122別表第４の１の注３ 平24厚告271第三号の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	告示第271号「こども家庭庁長官が定める基準及び割合」の第三号の二の表上段に該当する場合　同表下段に定める割合 ②　指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （一）居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70 （二）居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50 ③　指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の２に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合（令和７年４月１日以降）　100分の85		
（特別地域加算）	（４）平成27年厚生労働省告示第182号「こども家庭庁長官が定める地域」に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第４の１の注４	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
（身体拘束廃止未実施減算）	（５）指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ　身体拘束等の適正化のための指針を整	平24厚告122別表第４の１の注５	第４の33に定める確認文書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	備すること。 ハ　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。		
（虐待防止措置未実施減算）	（６）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ハ　イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告122別表第４の１の注６	第４の34に定める確認文書等
（業務継続計画未策定減算）	（７）指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第38条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表第４の１の注７	第４の27に定める確認文書等
（情報公表未報告減算）	（８）法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表第４の１の注８	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
２の２　訪問支援員特別加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二に適合する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ　訪問支援員特別加算（Ⅰ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二イに適合 ロ　訪問支援員特別加算（Ⅱ）　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二ロに適合	平24厚告122別表第４の１の２の注 平24厚告270第十号の二の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
２の３　家族支援加算	（１）指定通所基準第71条の８に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イについては１日につき１回及び１月につき２回を限度として、ロについては１日につき１回及び１月につき４回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ　家族支援加算（Ⅰ） ⑴　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 ㈠　所要時間１時間以上の場合 ㈡　所要時間１時間未満の場合 ⑵　指定居宅訪問型児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 ⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ　家族支援加算（Ⅱ） ⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 ⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚告122別表第４の１の３の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ）、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ）又は医療型経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅰ）、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（１）のイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のイを、児	平24厚告122別表第4の1の3の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅱ）、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅱ）又は医療型経過的児童発達支援給付費の家族支援加算（Ⅱ）、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（１）のロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときは（１）のロを算定していないか。		
２の４　多職種連携支援加算	異なる専門性を有する２以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する２以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第４の１の４の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
２の５　強度行動障害児支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の三に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の四に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第４の１の５の注 平24厚告270第十号の二の三 平24厚告270第十号の二の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
３　通所施設移行支援加算	指定通所基準第71条の８に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第４の２の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
４　利用者負担上限額管理加算	指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第４の３の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
５　福祉・介護職員処遇改善加算（令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法	平24厚告122別表第４の４の注 平24厚告270第十号の三 平24厚告270第二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。６及び７において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　２から４までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　２から４までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　２から４までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	号準用	
６　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 （令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援等を行った場合は、２から４までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第４の５の注 平24厚告270第十号の四	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
７　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 （令和６年５月31日まで）	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、２から４までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第４の６の注 平24厚告270第十号の五	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
８　福祉・介護職員等処遇改善加算 （令和６年６月１日以降）	（１）平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（２）において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、	平24厚告122別表第４の４の注１ 平24厚告270第十号の三 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ２から４までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ２から４までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） ２から４までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数 （２）令和７年３月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ①　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴ ２から４までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 ②　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵ ２から４までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数 ③　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸ ２から４までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ④　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺ ２から４までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻ ２から４までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽ ２から４までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾ ２から４までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀ ２から４までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数	平24厚告122別表第４の４の注２ 平24厚告270第十号の三 平24厚告270第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着　眼　点	根拠法令	確認文書
	⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑭２から４までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数		

（注）下線を付した項目が標準確認項目